

令和8年度鹿児島市ゆうあい福祉バス管理業務委託契約に係る
制限付き一般競争入札参加資格審査申請書

令和 年 月 日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

令和8年度鹿児島市ゆうあい福祉バス管理業務委託契約に係る制限付き一般競争入札の参加資格を得たいので、関係書類を添えて申請します。

なお、申請者は、この申請書及び提出書類の全ての記載事項について事実と相違ないことを誓約します。

| 資格要件 | 資格の有無 ※要件を満たす場合は 「有」を選択 |
|--|-------------------------------|
| (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 | 有 無 |
| (2) 鹿児島市内に主たる事務所又は営業所を有する法人であること。 | 有 無 |
| (3) 納期の到来している鹿児島市の市税を完納していること。 | 有 無 |
| (4) 鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱(平成11年4月16日制定)に基づく指名停止を受けていないこと。 | 有 無 |
| (5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。 | 有 無 |
| (6) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱(平成26年3月27日制定)に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。 | 有 無 |
| (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。 | 有 無 |
| (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされている者(更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされている者を除く。)でないこと。 | 有 無 |

| | |
|---|-----|
| (9) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の規定により一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けており、かつ、自家用自動車管理業を行える者であること。 | 有 無 |
| (10) 令和5年度以降、道路運送法第3条に定める一般貸切旅客自動車運送事業若しくは特定旅客自動車運送事業における年間旅客運送延日数が200日以上あること又は本市の福祉バス管理業務の受託実績があること。 | 有 無 |
| (11) 公告日現在において道路運送法の規定に基づく自動車その他の輸送施設の使用の停止処分以上の行政処分を受けていないこと。 | 有 無 |

| | | |
|----------|-------------|--------|
| 担当者（連絡先） | 氏 名 | (ふりがな) |
| | 電 話 番 号 | |
| | F A X 番 号 | |
| | E-mail アドレス | |

| | | | | | |
|---------------------|---|----------|----------------------|---------------|----------|
| (1) 営業種目 | | | | | |
| (2) 営業年数 | 創 業 | 転廃業 (休業) | | 支社・営業所等の設立年月日 | 営 業 年 数 |
| | 年 月 日 | 自 年 月 日 | 至 年 月 日 | 年 月 日 | 本社(店) 年 |
| | | | | | 支社・営業所 年 |
| (3) 売上高 | 直 前 第 1 年 度 決 算 分 | | | 年 額 | |
| | 年 月 から | 年 月 まで | | 千 円 | |
| (4) 従業員数 (常勤職員数) | | 運 転 者 数 | そ の 他 | 計 | |
| | 会 社 | 人 | 人 | 人 | |
| | 営 業 所 等 | 人 | 人 | 人 | |
| (5) 自己資本額 | 払込資本金 | 千円 | 次期繰越 〔利益〕 〔欠損〕 | 金 | 千円 |
| | 法定準備金 | 千円 | | | |
| | 任意積立金 | 千円 | | | |
| (6) 流動比率 | $\frac{\text{流動資産 千円}}{\text{流動負債 千円}} \times 100 = \quad \%$ | | | | |

| (7) 運送実績 | | |
|---|------|-----------|
| 相手方 | 運送日数 | 契約期間 |
| | 日 | . . ~ . . |
| | 日 | . . ~ . . |
| | 日 | . . ~ . . |
| | 日 | . . ~ . . |
| | 日 | . . ~ . . |
| | 日 | . . ~ . . |
| | 日 | . . ~ . . |
| | 日 | . . ~ . . |
| | 日 | . . ~ . . |
| | 日 | . . ~ . . |
| | 日 | . . ~ . . |
| | 日 | . . ~ . . |
| | 日 | . . ~ . . |
| | 日 | . . ~ . . |
| (8) 公告日現在において道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づく自動車その他の輸送施設の使用の停止処分以上の行政処分 | | |
| 有 | 無 | |